

令和2年度PTA総会の議事について

- ◇ P T A 総会議事に関する同意書の提出へのご協力 ありがとうございます
た。

(総会の運営及び議決)

第 10 条 総会は、会長が招集し、会員の4分の3以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席にかえることができる。

2 総会の議決は、出席者の過半数で決する。

同意書の提出が上記の規定数を上回りましたので、すべての議事が承認されましたことをお知らせします。

P T A 会長 石本 明子